

りそな年金研究所

企業年金ノート

目次

【本 題】	企業年金の受託概況について（2015年3月末現在）	……………P1
【コ ラ ム】	マイナンバー制度の概要と企業年金業務への影響について	……………P6

企業年金の受託概況について（2015年3月末現在）

1. はじめに

企業年金の制度数および加入者数等については、厚生労働省および企業年金連合会が定期的に公表しているほか、毎年5月下旬には信託協会等による「企業年金（確定給付型）の受託概況」および「確定拠出年金（企業型）の統計概況」が公表されています。

本年5月26日、上記概況の最新版（2015（平成27）年3月末現在）が公表されましたので、その概要ならびに企業年金制度の概数の推移について解説いたします。

2. 企業年金の2015年3月末現在の概況

(1) 給付建て（確定給付型）制度

「企業年金の受託概況」は、信託協会、生命保険協会およびJA共済連の連名により、給付建て（確定給付型）企業年金制度の受託件数、加入者数ならびに資産残高を取りまとめているものです。かつては厚生年金基金および適格退職年金の概況を取りまとめていましたが、2002年の確定給付企業年金の創設ならびに2012年の適格退職年金の廃止を経て、現在は、厚生年金基金および確定給付企業年金の2制度について「企業年金（確定給付型）の受託概況」として取りまとめています。2015年3月末現在の概況は、図表1の通りです。

＜図表1＞企業年金（確定給付型）の受託概況（2015年3月末現在）

		受託件数	資 産 残 高（時 価）			加入者数
		（基金、件）	（億円）	構成比	対前年比 増減率	（万人）
厚生年金基金	信託銀行	348	292,911	93.6%	2.5%	313
	生保会社	96	19,970	6.4%	▲14.7%	49
	小 計	444	312,882	100.0%	1.2%	363
確定給付企業年金	信託銀行	3,783	441,167	75.5%	9.9%	520
	生保会社	9,733	139,227	23.8%	6.7%	253
	JA共済連	368	4,242	0.7%	4.1%	8
	小 計	13,884	584,636	100.0%	9.0%	782
合 計		14,328	897,518	—	6.2%	1,145

（注1）受託件数および加入者数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上している。

（注2）信託銀行の資産残高は、年金信託契約、年金特定信託契約等の合計。

（注3）生保会社の資産残高は、特別勘定特約の資産残高を含む。

（注4）生保会社およびJA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

（出所）信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」（平成27年3月末現在）

企業年金の受託概況について(2015年3月末現在)

2015年3月末現在の状況をみると(図表1)、厚生年金基金は基金数444件(前年度比▲87件)、加入者数363万人(前年度比▲45万人)となっています。2014年4月より改正厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律)が施行されたことを受けて、74基金が解散、13基金が代行返上するなど大幅な減少となりました。それにもかかわらず、資産残高は31兆2,882億円(前年度比+3,581億円)と微増しており、一昨年来の株高・円安の影響の凄まじさがうかがえます。

一方、確定給付企業年金(DB)は、2015年3月末は制度数13,884件(前年度比▲394件)、加入者数782万人(前年度比▲6万人)と、3年連続で減少しています。前述の改正厚生年金保険法では、DBの規制緩和措置(受託保証型DBの適用拡大、キャッシュ・バランス・プランの給付設計の弾力化etc)も併せて施行されたものの、現時点では、DB制度の普及拡大の起爆剤とはなっていない模様です。なお、DBの資産残高は、厚生年金基金と同様に良好な資産運用環境を反映して、58兆4,636億円(前年度比+4兆8,515億円)と増加しています。

(2) 掛金建て(確定拠出型)制度

確定拠出年金(企業型)については、制度施行から10年を経過したのを機に、運営管理機関連絡協議会、信託協会および生命保険協会の連名による「**確定拠出年金(企業型)の統計概況**」が2012年から公表されています。2015年3月末現在の概況は、規約数4,572件(前年度比+191件)、資産額8兆8,003億円(前年度比+1兆3,132億円)、加入者数507万人(前年度比+41万人)となっています。

＜図表2＞確定拠出年金(企業型)の統計概況(2015年3月末現在)

	規約数		資産額(時価)		加入者数	
	(件)	対前年比 増減率	(億円)	対前年比 増減率	(万人)	対前年比 増減率
確定拠出年金 (企業型)	4,572	4.6%	88,003	17.5%	507	9.1%

(注1) 記録関連運営管理機関4社(SBIベネフィット・システムズ(株)、損保ジャパン日本興亜DC証券(株)、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)、日本レコード・キーピング・ネットワーク(株))で管理されているデータを基に、運営管理機関連絡協議会が作成したもの。

(注2) 制度開始ベースであるため、厚生労働省の公表計数(承認ベース)とは必ずしも一致しない。

(出所) 運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」(平成27年3月末現在)

＜図表3＞企業年金の制度数の推移(2001年度末以降)

年度末	厚生年金基金		確定給付企業年金		確定拠出年金(企業型)			
					規約数		実施事業主数	
2001	1,737	—	—	—	70	—	—	—
02	1,656	(▲81)	15	—	361	(291)	—	—
03	1,357	(▲299)	316	(301)	845	(484)	2,379	—
04	838	(▲519)	992	(676)	1,402	(557)	4,350	(1,971)
05	687	(▲151)	1,430	(438)	1,866	(464)	6,664	(2,314)
06	658	(▲29)	1,940	(510)	2,313	(447)	8,667	(2,003)
07	626	(▲32)	3,098	(1,158)	2,710	(397)	10,334	(1,667)
08	617	(▲9)	5,006	(1,908)	3,043	(333)	11,706	(1,372)
09	608	(▲9)	7,407	(2,401)	3,301	(258)	12,902	(1,196)
10	595	(▲13)	10,044	(2,637)	3,705	(404)	14,628	(1,726)
11	577	(▲18)	14,989	(4,945)	4,135	(430)	16,440	(1,812)
12	560	(▲17)	14,697	(▲292)	4,247	(112)	17,328	(888)
13	531	(▲29)	14,337	(▲360)	4,434	(187)	18,393	(1,065)
14	444	(▲87)	13,884	(▲453)	4,635	(201)	19,832	(1,439)

(注1) ()内は、対前年度比の増減数。

(注2) 厚生労働省および企業年金連合会の集計値であり、図表1および図表2の数値とは必ずしも一致しない。

(出所) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』を基に、リソナ年金研究所作成。

3. 企業年金制度の推移（時系列）

（1）制度数の推移

わが国の企業年金における 2001 年度以降の制度数の推移をみると（図表 3）、厚生年金基金は、2002 年の代行返上の解禁を受けて 2003～04 年度にかけて急激に減少し、現在もなお減少基調にあります。2014 年度は、前述の通り、厚生年金保険法の施行を受けて減少傾向に拍車がかかっており、次年度以降も同様の傾向が続くものと推察されます。確定給付企業年金は、制度創設以降順調に普及してきたものの、適格退職年金からの移行措置が終了した 2012 年度末を機に、制度数が減少に転じています。

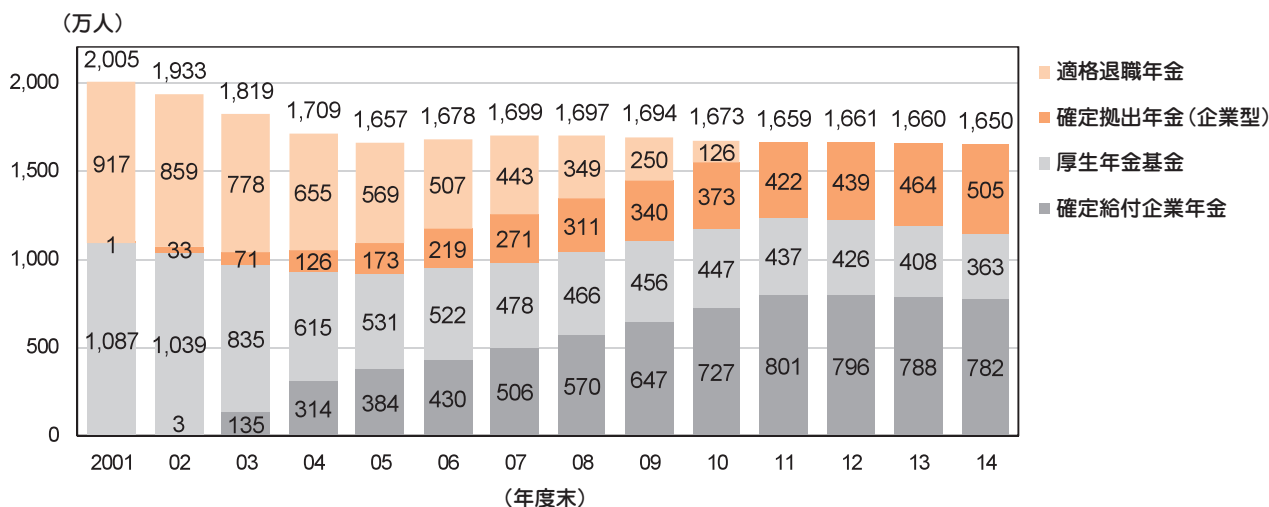
一方、企業型 DC は、制度創設以降右肩上がりです。適年移行が終了した 2012 年度末以降、規約数および実施事業主数ともに件数の伸びが鈍化しています。厚生年金基金および確定給付企業年金の制度数の減少と比較した限りでは、企業型 DC が制度移行の受け皿として機能しているとは必ずしも言えない状況です。

（2）加入者数の推移

企業年金の加入者数の推移は、図表 4 の通りです。2001 年の確定給付企業年金法および確定拠出年金法の制定により適年移行・代行返上が開始されたのを機に、確定給付企業年金および確定拠出年金（企業型）の加入者数が徐々に増加しています。2012 年度末には、確定拠出年金（企業型）の加入者数が厚生年金基金の加入員数を上回るに至っています。

しかし、2014 年度末の企業年金全体の加入者総数は約 1,650 万人と、ピーク時（1995 年度末で 2,571 万人）の約 3 分の 2 の水準にまで減少しています。とりわけ、厚生年金基金の加入員数の減少幅が、確定給付企業年金および確定拠出年金（企業型）における加入者増加分を上回る水準となっています。企業年金の加入者数の減少基調が今後も継続し、企業年金がごく一部の層にしか適用されない制度となってしまうと、税制優遇という企業年金制度の立法基盤にも影響するのではないかと指摘もあり、その動向にはなお注意を払う必要があります。

＜図表 4＞企業年金の加入者数の推移（2001 年度末以降）



（注 1）2013 年度までは、厚生労働省の集計値。

（注 2）2014 年度は、厚生年金基金および確定給付企業年金は信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」、確定拠出年金は厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」による。

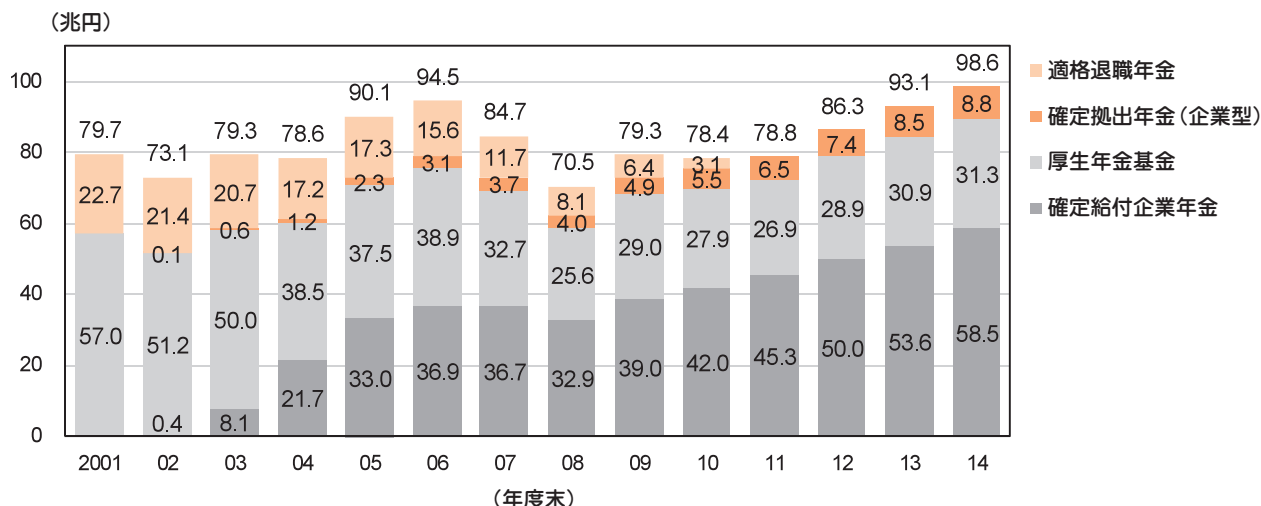
（出所）企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』を基に、リソナ年金研究所作成。

（3）資産残高の推移

企業年金の資産残高の推移は、図表 5 の通りです。2014 年度末の企業年金の資産残高総額は 98 兆 5,521 億円と、2007 年のサブプライム問題や 2008 年のリーマンショックの発生前の水準まで回復したのみならず、2006 年度末の 94 兆 4,840 億円を超えて史上最高水準となっています。これは、わが国の名目 GDP（2014 年度で約 489.9 兆円）の 20% に達する規模です。

制度別にみると、給付建て（確定給付型）制度である厚生年金基金および確定給付企業年金の資産規模が全体の 9 割以上を占めている一方、確定拠出年金（企業型）は、資産規模の面ではまだ存在を発揮するには至っていないのが現状です。

＜図表 5＞企業年金の資産残高の推移（2001 年度末以降）



(注 1) 2013 年度までは、厚生労働省の集計値。

(注 2) 2014 年度は、厚生年金基金および確定給付企業年金は信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」、確定拠出年金は運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」による。

(出所) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』を基に、リソナ年金研究所作成。

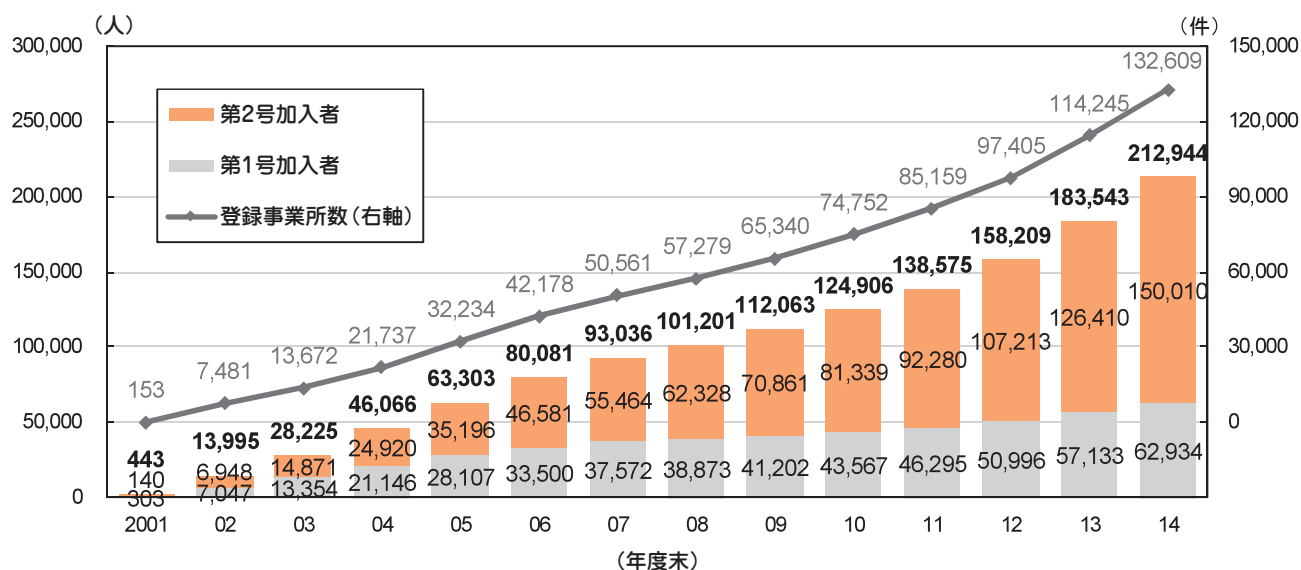
4. その他の動向

(1) 個人型確定拠出年金（個人型 DC）の概況

個人型確定拠出年金（個人型 DC）の加入者数および登録事業所数の推移は、図表 6 の通りです。2014 年度末時点は、第 1 号加入者（自営業者等）が 62,934 人（前年度比＋5,801 人）、第 2 号加入者（企業年金のないサラリーマン等）が 150,010 人（同＋23,600 人）となり、合計で 212,944 人（同＋29,401 人）と 20 万人の大台を突破しました。また、第 2 号加入者に係る登録事業所数も 132,609 件（前年度比＋18,364 件）となっています。

個人型 DC は、2014（平成 26）年 12 月に公表された与党税制改正大綱や 2015 年 4 月に閣議決定・国会提出された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」により、加入対象の拡大等を柱とした大幅な拡充策が注目されたこともあり、加入者数・登録事業所数ともに 2 年連続で過去最高の増加幅を記録しました。

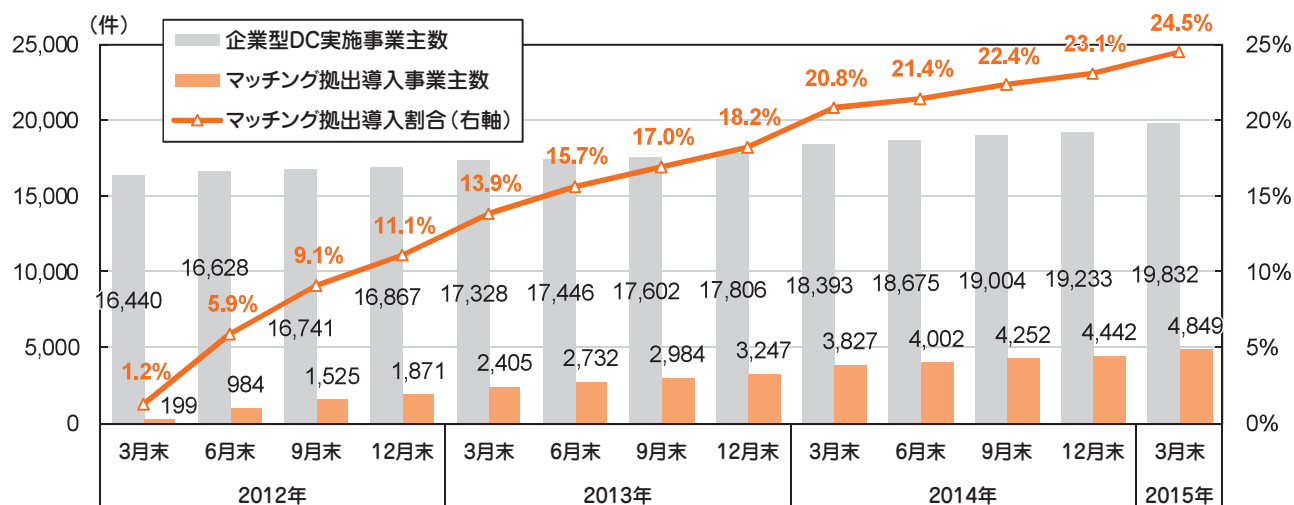
＜図表 6＞確定拠出年金（個人型）の加入者数・登録事業所数の推移



(出所) 厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、リソナ年金研究所作成。

一方、確定拠出年金（企業型）において2012年1月より実施が可能となったマッチング拠出（従業員拠出）は、2015年3月末で1,359規約・4,849事業所で実施されており、実施から3年あまりで実施企業全体の4分の1に普及した計算となります（図表7）。

＜図表7＞確定拠出年金（企業型）におけるマッチング拠出の実施状況（2012年以降）



（注1）マッチング拠出導入割合（%）＝ マッチング拠出導入事業主数 / DC 実施事業主数

（注2）厚生労働省の集計値であり、図表2の数値とは必ずしも一致しない。

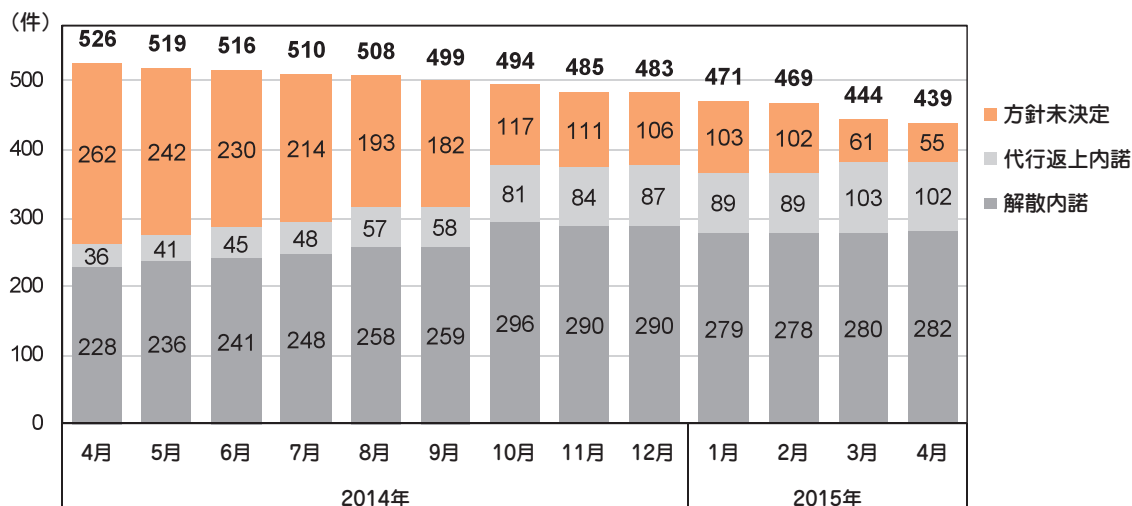
（出所）厚生労働省「企業型年金の運用実態について」を基に、リソナ年金研究所作成。

（2）厚生年金基金の解散・代行返上の状況

前述の通り、2014年4月より施行された改正厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）を受けて、2014年度は74基金が解散、13基金が代行返上しています。しかし、解散認可を受けた74基金のうち、いわゆる特例解散措置を利用した基金は28基金と、解散基金全体の4割弱に留まっています。ここ数年来の資産運用環境の好転を受けて基金の財政が健全化し、特例解散措置の利用要件である「代行割れ」状態を脱した基金が増加したことが要因と考えられます。

また、厚生年金基金における解散または代行返上の方針決定状況は、図表8の通りです。施行当初（2014年4月）の段階では、解散も代行返上も選択しない「方針未定」の基金が約半数を占めていましたが、時間の経過とともに方針を決定する基金が増加し、2015年4月末時点では、解散方針が282基金（全体の64%）、代行返上が102基金（同23%）、方針未定が55基金（同13%）となっています。

＜図表8＞厚生年金基金の解散・代行返上の方針決定状況（2014年4月以降）



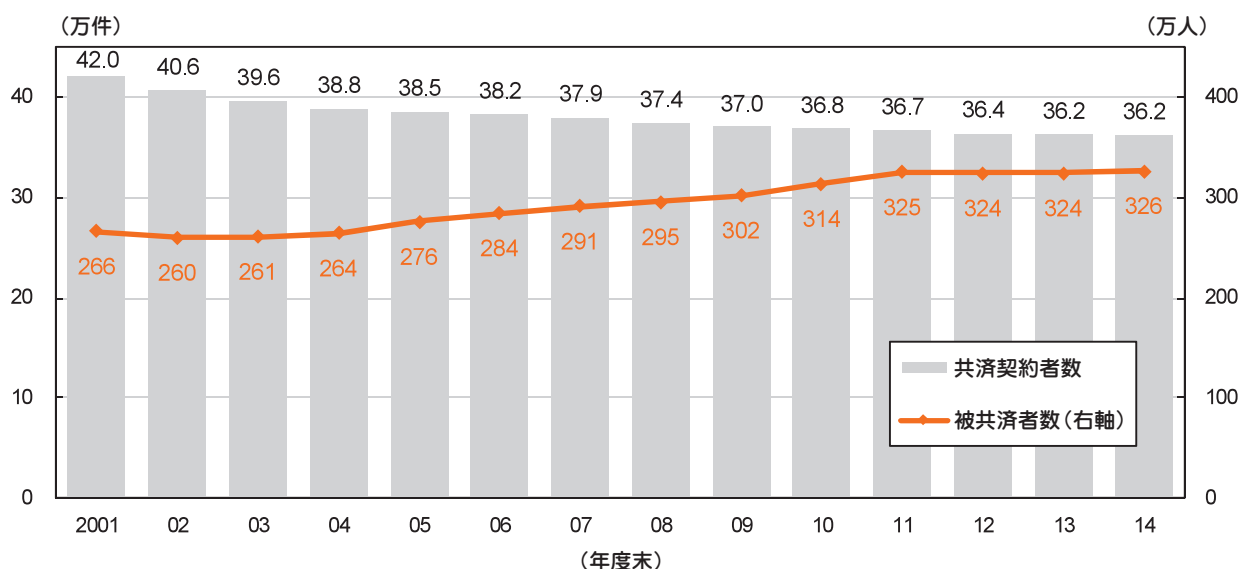
（出所）厚生労働省「厚生年金基金の解散・代行返上の状況」を基に、リソナ年金研究所作成。

(3) 中小企業退職金共済(中退共)の概況

中小企業退職金共済(中退共)の共済契約者数(加入企業数)および被共済者数(加入者数)の推移は、図表9の通りです。2014年度末時点では、加入企業数361,914件(前年度比▲312件)、加入者数326万1,705人(前年度比+22,841人)となっています。加入企業数は、2001年度末以降一貫して減少基調にあります。

一方、加入者数は、適年廃止に伴う移行措置が終了した2012年度以降は減少傾向にありましたが、2014年4月からの改正厚生年金保険法の施行により、解散基金に係る残余財産を中退共に移行することが可能となったことから、再び増加に転じています。

＜図表9＞中小企業退職金共済の加入企業数・加入者数の推移(2001年度以降)



(注)「共済契約者」は加入企業を、「被共済者」は加入者数をそれぞれ表す。

(出所) 勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業概況」を基に、リそな年金研究所作成。

(リそな年金研究所 谷内 陽一)

りそなコラム

マイナンバー制度の概要と企業年金業務への影響について

いよいよ住民票を有する全ての人にマイナンバーの通知が始まる2015(平成27)年10月が目前に迫ってきました。そして、2016(平成28)年1月から国の機関や自治体、健康保険組合などがマイナンバーを使って社会保障と税、災害対策の3分野に限り個人番号の利用が始まります。それに伴い、民間事業者も、税や社会保険の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

そこで、今回のテーマは、「マイナンバー制度の概要と企業年金業務への影響について」に関する、とある信託銀行の新任営業マン「Aさん」と、その上司「B課長」との間のディスカッションです。

B課長：Aさん、マイナンバー制度って知っているかい？

Aさん：はい、最近、タレントの上戸彩さんがテレビCM等で宣伝しているやつですね。

B課長：そうだね。それにより、どんなメリットがあるかわかるかい？

Aさん：えー、年金の未払いや不正受給がなくなります。

B課長：そうだね、それもメリットの一つだね。

マイナンバーとは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられるんだ。

1つめは、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行

えるようになるんだ（公平・公正な社会の実現）。

2つめは、添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減される。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受取ったりできるようになるんだ（国民の利便性の向上）。

3つめは、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるんだよ（行政の効率化）。

Aさん：私が言ったことは、一つめに該当しますね。

B課長：やるね。それでは次に、企業年金業務にはどのような影響があるかわかるかい？

Aさん：うーん、マイナンバーは加入者の管理つまり適用業務や給付事務に係るのではないですかね。例えば、退職一時金受給時の退職所得申告書とか。

B課長：なかなか筋がいいね。企業年金業務では、**年金分野**と**税分野**において影響があると考えられているんだよ。実務的には、行政機関等の業務に当該番号を利用する**個人番号利用事務**と、前述の事務を実施するうえで補助的に扱う**個人番号関係事務**の2つに分類されるんだ。

Aさん：いまいち、ピンとこないですね。具体的にはどのような作業内容になるのですか？

B課長：年金分野での個人番号利用事務としては、給付裁定時の本人確認、年金受給者の現況確認等が想定されているんだけど、これらの業務での個人番号利用事務については**当面見送り**となったんだよ。一方、税分野においては、個人番号関係事務への対応が必要となるんだ。対象となる業務は、企業年金規約に基づく年金・一時金の給付支払いにおける税務関連の帳票（データ）や、加入員等に配賦される分配金調書などに「個人番号」を記載する事務だよ。

Aさん：簡単に言うと、給付に係る税金関連の支払調書等にマイナンバーを記載する、ということですね。

B課長：そうだね。もう少し具体的に言うと、対象となる帳票等は主に、＜表1＞に記載しているものだよ。国税（所得税）・地方税（住民税）が対象となり、2016年1月以降の支払いに係るものから必要となるんだ。

＜表1＞適用対象となる法定調書等

法定調書等※	対象となる支払	記載する個人番号
公的年金等の源泉徴収票	年金支払翌年の1月、 年金受給権消滅時	受給者および扶養親族
公的年金等の受給者の扶養親族申告書		
退職所得の源泉徴収票	退職所得の一時金支払	受給者
退職所得の源泉徴収票		
生命保険契約等の一時金の支払調書	一時所得の一時金支払	受給者
非居住者に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書	非居住者への年金・一時金支払	受給者
退職手当金等受給者別支払調書		遺族、死亡退職者

※今後、追加・変更等が発生する場合がある。

Aさん：なるほど、イメージがつかめてきました。ところで、全体の作業の流れがまだ描けないんですけど。

B課長：よろしい、説明しましょう。作業の流れは＜図＞のようになるんだ。

＜図＞税分野における個人番号関係事務の作業の流れ



B課長：まず、①**個人番号（マイナンバー）の収集**は、加入者等から、給付金の裁定請求時に「個人番号届（仮称）」を併せて提出してもらうんだ。

Aさん：個人番号は、1度取得したら、将来の必要事務発生に備えて保管しておくべきものでしょうか。番号を聞かれる方にしても、何度も回答するのは面倒ですものね。

B課長：Aさん、それは誤りだよ。個人番号の収集は、個人情報の取得と同様に、利用目的を明示した上で実施する必要があるんだ。故に、1度取得した番号を使いまわしたり、目的外で利用したりしてはいけないんだ。

マイナンバー制度の概要と企業年金業務への影響について

脅かすようだけど、マイナンバー法では、罰則規定も強化されているから注意が必要だよ。面倒だけど、明示した以外の事務で使用する際は、再度個人番号を収集する必要があるから、よろしくね。

Aさん：か、かしこまりました。その都度収集に努めます。

ところで、そもそも個人番号の正当な所有者であることを確認する手段としては、運転免許証や保険証を提示してもらうのですか？

B課長：詐欺や不正が跋扈する世の中、その点についても厳格に定めがあるんだ。＜表2＞にポイントをまとめたけれど、個人番号カード以外で本人確認を行う際には、番号を確認できるもの（番号確認）と身元を確認できるもの（身元確認）の両方の条件を確認する必要があるんだ。

＜表2＞本人確認の実務上のポイント

実務上のポイント	・ 提示された個人番号が、その番号の正しい持ち主であるかの「身元確認」を実施 ・ 本人確認＝番号確認＋身元確認（両方の条件を満たすことが必要） ・ 原則、対面での確認もしくは郵送書類での確認が求められる
主な確認方法	a) 個人番号カード（番号確認・身元確認の両方を満たす） b) 通知カード（番号確認）＋運転免許証（身元確認） c) 住民票の写し（番号確認）＋パスポート（身元確認） d) 住民票の写し（番号確認）＋「健康保険被保険者証十年金手帳」（身元確認）

Aさん：なるほど。そうすると、厳しい身元確認のもと、取得した個人番号の管理もまた厳しいものなんでしょうね。

B課長：察しがいいね、その通りだよ。

個人番号の②**厳正な管理・保管**については、個人番号の漏洩、滅失又は毀損の防止その他適切な管理の為に「安全管理措置」が求められているんだ。安全管理措置というのは、資料保管庫の施錠管理、システムネットワークのファイアーウォールの構築、従業員への教育・研修などの組織的保護措置等のことだよ。

Aさん：個人番号も情報資産であり、顧客情報と同レベルでの管理が求められているということですね。

B課長：そういうことだね。

Aさん：最後に、支払調書等への記載についてですが、何かわかっていることはありますか？

B課長：現在、わかっていることは、③**支払調書等への番号記載**については、2016年1月以降の支払分より義務化されるということだけなんだ。対象となる調書等は、上記＜表1＞に記載したとおりだ。

その一方で、例えば、年金受給中の方やその扶養家族の個人番号を提供拒絶により収集できない場合など、取扱がまだ決まっていない事務もたくさんあるんだ。

Aさん：なるほど、イメージの全体像も描けてきました。でも、国民一人一人に番号を付けるだけなのに、それに伴う業務への影響は小さくありませんね。今回実施が見送られた年金分野での個人番号利用事務も、スタートしたらなお大変になりますね。もっと勉強しないといけませんね。

B課長：そうだね。今後、お客様からの問い合わせも増えてくることが想定されるよね。貴方を当課のマイナンバー担当大臣に任命するから、しっかり頼みますよ。

Aさん：わかりました。今後、お客様から質問を受けた際に適切に回答できるよう、説明頂いた内容をしっかり復習し、担当大臣の名に恥じないよう頑張ります。

企業年金ノート No.566

平成27年6月 リそな銀行発行



年金信託部 リそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321

MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※リそな銀行ホームページおよびリそな企業年金ネットワークでもご覧いただけます。

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）